

令和六年六月十四日提出
質問第一六一号

スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの活用と待遇に関する質問主意書

提出者 櫻井 周

スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの活用と待遇に関する質問主意書

学校現場では、様々な課題を抱えている。イジメはインターネットを活用したソーシャルネットワークサービス（SNS）の発達とともに陰湿化している。「子どもの貧困」や「親ガチャ」といわれるように経済格差が教育格差や育ちの格差につながっている。児童生徒にまつわる様々な課題に取り組みつつ、児童生徒の学びと育ちを支援するには教員だけでは手におえないことから、心理面での専門家であるスクールカウンセラー（SC）と社会福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー（SSW）が学校に配置・派遣されるようになった。

SCとSSWの活用事業により、児童生徒がかかえる様々な課題を解決に向けて効果的に取り組めるようになり、また教員の負担が軽減できた。しかしながら、SCとSSWの人材不足と予算不足などにより十分に活用できていない地域があることから、以下、質問する。

- 一 SCとSSWの人員不足により、課題が発生してからSCやSSWが派遣される地域が少なくない。課題が発生する前または課題が深刻化する前にSCやSSWが対応できるように、ならびに常日頃からSCとSSWが教員等とコミュニケーションを取ることによって学校の状況を把握できるように、各学校にS

CとSSWを配置することを提案するが、政府の取組は如何に。

二 SCとSSWには専門性と経験の蓄積が重要と考える。しかし、SCとSSWの多くは非常勤または会計年度任用となっており、いわゆる常勤職員ではない。SCとSSWについて、常勤を原則とし、教員と同等の処遇を行うことを提案するが、政府の見解は如何に。

右質問する。